



Harmony通信 2015.08

vol.126 URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232

非正規労働者の育児休業取得率拡大にむけた動き

1992年施行の育児休業法（現・育児・介護休業法）は正社員を対象に取得できる権利を認めましたが、非正社員にも拡大したのは05年です。現在の法律では「子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されると見込まれる人」といった条件がついていることから、短期で雇用契約の更新を繰り返す人は対象外になる傾向にあります。その結果、働く女性が第1子を妊娠後、育休を取って復職できた割合は2005～09年（子の出生年ベース）、正社員が43.1%だったのに対し、派遣・パートは4%という結果が国勢調査に合わせて国立社会保障・人口問題研究所がまとめた育休取得の実態により明らかになりました。正社員の育休取得は80年代以降大きく上向いているものの非正社員ではほとんど取れない状況が続いているということです。

厚労省の有識者研究会が報告書は、いまの制度は「女性労働者の多様な状況に対応できていない」として、取得に向け「見直しを検討すべきだ」としたため、この提言を受け、同省の労働政策審議会が秋以降、法改正に向けた議論を始めることにしています。

お知らせ

1 監査役の特権に関する登記

平成27年5月1日、改正会社法が施行され、監査役の特権の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、その旨を登記しなければならなくなりました。神戸地方法務局のホームページにわかりやすい資料がありましたので同封します。詳細は当事務所までお問い合わせください。

2 商業登記の集中化

本年9月14日(月)から、現在、仙台法務局塩竈支局、大河原支局、古川支局及び登米支局で取り扱われている商業・法人登記事務が仙台法務局本局法人登記部門で取り扱われることとなります。これにより、宮城県内に本店を構える会社等の商業・法人登記はすべて仙台法務局本局に申請することとなります。

なお、上記法務局が廃止されるわけではありません。不動産登記の管轄については変更がありませんし、会社等法人の登記事項証明書や印鑑証明書は引き続き各法務局にて取得可能です。

編集後記

全国的に茹だるような暑さが続いています。仙台でも連日最高気温が35度を超えるなど、酷暑が続いています。そんな中、今年も仙台七夕が開催されました。中心部の絢爛豪華な七夕飾りは見ごたえがありますが、各町内会の皆様が地域一体となって作成した手作りの七夕飾りも大変美しく、皆様にも是非見て頂きたいです。私たちが事務所を構えております、この上杉地区の通称「ねこロード」にも通り一帯に竹に吊るされた飾りが登場しました。ちなみに、上杉中央商店街で使用している竹は、全て仙台産だそうです。山へ入って竹を取る・作業をされた方々のご苦労をお察しますが、こうして完成した飾りは、ノスタルジックでなんとも風情があります。私たちが現住所に移転してからまだ2年も経っていませんが、道行く人々とこの七夕飾りを見上げる時、地元愛を感じずにはられません。規模の大小にかかわらず、祭りは地域の絆を深め、人の繋がりを強くすると言われてきました。来年も楽しみです。



今年10月の国民・事業者へ向けた番号通知、2016年1月の利用開始に向け、随時情報をお届けしていくコーナーを設けます。

◆内閣府からマイナンバー導入チェックリストが公表されました。

【1】担当者の明確化と番号の取得

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。顔写真の付いている「個人番号カード」か、10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

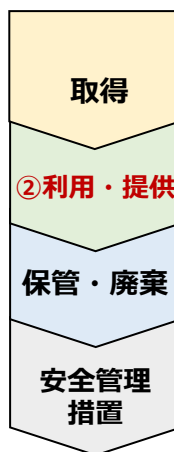
【2】マイナンバーの管理・保管

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いている書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

【3】従業員の皆さんへの確認事項

- 制度に関する周知文書を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

マイナンバーの4つのポイント ②利用・提供



特定個人情報等の取扱状況がわかる記録を保存する

作業日誌等において「特定個人情報等の入手・廃棄」「源泉徴収票の作成日」等の記録を残すことでも対応は可能です。業務マニュアルやチェックリストに記載する等、現実的に皆様の事業所でできることは何か？を検討してみましょう。



Harmony通信 2015.08

#発行：2015年8月10日

#編集・構成：合同会社Harmony



Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>